

## ○まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則（案）

令和〇年〇月〇日  
議会規則第〇号

### （趣旨）

第1条 この規則は、まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例（令和〇年まんのう町条例第〇号。以下「条例」という。）に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （政務活動費の交付申請書）

第2条 条例第5条第1項及び第2項に定める政務活動費交付申請書は、様式第1号によるものとする。

### （政務活動費の交付決定）

第3条 条例第6条に定める様式は、様式第2号によるものとする。

### （収支報告書の提出）

第4条 条例第7条第1項及び第2項に定める様式は、様式第3号によるものとする。

### （収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書の写しを、様式第4号により町長に送付するものとする。

### （政務活動費の請求）

第6条 条例第9条第1項に定める様式は、様式第5号によるものとする。

### （証拠書類等の整理保管）

第7条 議員は、政務活動費の収支及び支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

## 附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

まんのう町長  
様

まんのう町議会議員 (印)

年度政務活動費交付申請書

まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項及び第2項の規定により、  
次のとおり政務活動費の交付を申請します。

交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

まんのう町議会議員  
様

まんのう町長

(印)

年度政務活動費交付決定通知書

まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり政務活動費を交付決定したので通知します。

金 円

ただし、 年 月分から 年 月分

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

まんのう町議会議長  
様

まんのう町議会議員

(印)

年度政務活動費に係る収支報告について

まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項及び第2項の規定により、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

科目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
合計		

注 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

2 証拠書類及び領収書の写しを添付すること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

まんのう町長

様

まんのう町議会議長

(印)

政務活動費収支報告書（写し）の送付について

まんのう町議会政務活動費の交付に関する規定第6条により、 年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

まんのう町長

様

まんのう町議会議員

(印)

年度政務活動費請求書

まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

金 円

ただし、 年 月分から 年 月分